

会員各位

2020年5月12日
東久留米スイムスクール

5月分月謝のお取り扱いについて

日頃より東久留米スイムスクールをご愛顧頂き誠に有難う御座います。

銀行引落しでの5月分月謝のお取り扱いにつきまして、4月末会員情報により既に請求させて頂いている5月分月謝は、お知らせしてあります通り引落し後にその金額を**6月分月謝として充当**させていただきます。

《 お引落しの例 》

例	コース	5月	5月引落し金額	6月	6月引落し請求額
①	幼児	練習	5,000円	練習	0円(請求なし)
②	〃	練習	5,000円	休会	0円(7月に3,900円充当)
③	〃	練習(4月休会費の精算がある方)	1,100円	練習	0円(請求なし)
④	〃	休会(前月届け)	1,100円	練習	3,900円
⑤	児童・学童	練習	6,600円	練習	0円(請求なし)
⑥	〃	練習	6,600円	休会	0円(7月に5,500円充当)
⑦	〃	練習(4月休会費の精算がある方)	1,100円	練習	0円(請求なし)
⑧	〃	休会(前月届け)	1,100円	練習	5,500円

- ※ 5月分としては**月会費も休会費も頂けません**。
- ※ 会員の皆様にやって頂く手続きはございません。
- ※ 5月末退会を希望される方は電話受付再開後(29・30日)にご連絡下さい。5月引落し分を月謝引落口座へ返金致します(実質4月末退会となります)。
- ※ 月謝袋で4月分まで納入済の方は、次の納入は6月分になります(5月分は納入頂けません)。
- ※ 3月より当月届出で休会している方等、上記例に当てはまらない場合もあります。

お客様にはご不便をおかけ致しますが、何卒ご理解の程宜しくお願い申し上げます。
尚、今後の営業等に変更がある場合は引き続きホームページにてお知らせ致しますので、随時ご確認をお願い致します。

【5月12日 10:00 更新】